

福岡県農業共済組合 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 研修内容の検討
- 令和2年6月～ 研修の実施

目標3：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準にする。
男性の職員：計画期間中に1人以上取得すること
女性の職員：取得率80%以上にすること

<対策>

- 令和2年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和2年6月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施